

令和3年(2021年)4月23日

保護者の皆さんへ

大阪市立住吉中学校
校長 坂井伸治

教職員の勤務・服務等ならびに電話対応について(お知らせ)

保護者の皆さんにおかれましては、日頃より本校の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、心より感謝申しあげます。

さて、本市におきましては、平成30年度より学校園での業務改善や教職員の負担軽減を通じて、教員が子どもと向き合う時間を確保するための方策の検討を進めております。学校が子どもたちの活気あふれる場となるためには、まず教職員が健康で元気であるべきと考えており、健康管理等の観点からも、教職員の長時間勤務の一層の縮減を図る必要があると考えています。その一つとして、業務時間外の電話対応について、平成30年5月1日より、音声ガイダンスによる対応を行っております。本校におきましても、本市の方針に則り、対応を進めているところでございます。

この度、年度初めということもあり、改めて教職員の勤務・服務等ならびに電話対応について、ご連絡させていただきます。

つきましては、この趣旨を踏まえ、何とぞご理解とご協力のほど、よろしくお願ひ申しあげます。

なお、ご不明な点等ございましたら、本校教頭までご連絡ください。

記

1 教職員の勤務・服務等について

- (1) 勤務時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとなっています。(管理作業員は、平日の午前8時から午後4時30分までです。)
- (2) 部活動については本市部活動指針(プレーヤーズ・ファースト)に則り、休養日を週当たり2日以上設定し、練習時間については、効率的な練習を行い、長くても平日は、2~3時間程度以内、休日は、3~4時間程度以内で、教職員または部活動指導員が適切に指導にあたっています。
- (3) 教職員が、金品その他の贈呈品を受け取ることや、飲食等の接待を受けることは、地方公務員法に則り、禁止されています。
- (4) 教職員の非違行為については、大阪市教育委員会の方針に則り、厳正に処分されることとなっています。

2 電話対応について

- (1) 学校への電話連絡につきましては、原則、平日の午前8時から午後6時30分までの間の対応とさせていただいています。
※台風等の災害時や、学校行事の変更時、緊急対応時につきましては、音声ガイダンスの設定時間を変更する場合があります。
- (2) 教職員の個人が所有する携帯電話等での電話連絡は、原則として、公務等での緊急連絡に使用することはできません。
※部活動等における休日の連絡につきましては、オンライン学習で活用するTeamsのアカウントによる時間を指定してのチャット形式での連絡を基本として進めていくことを検討しております。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきます。

<参考>こどものいじめ、児童虐待、体罰等に関する相談窓口

【大阪市こども相談センター】

こども専用電話教育相談 06-4301-3140(月曜日から金曜日の午前9時から午後7時まで)

保護者専用電話教育相談 06-4301-3141(月曜日から金曜日の午前9時から午後7時まで)

児童虐待ホットライン 0120-01-7285(24時間365日体制)